

【休業が回復した場合】

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届

厚生年金保険 70 歳以上被用者月額変更届

【手続概要】

この届出は、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がったことにより、特例により急減となった月の翌月から改定された方が、以下の要件を満たした場合に事業主が届出を行います。

【休業が回復したことによる随時改定の要件】

以下の 1～3 すべての要件を満たした場合、休業が回復した月から起算して 4 か月目（例 令和 2 年 9 月に支払われる報酬から回復した場合は令和 2 年 12 月）の標準報酬月額から改定されます。

1 新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位を含む）があったことにより、令和 2 年 6 月または令和 2 年 7 月の報酬が著しく下り、令和 2 年 7 月または令和 2 年 8 月に特例改定 が行われた方

2 休業が回復した方

※ 報酬支払の基礎となった日数が 17 日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は 11 日）以上である状態をいいます。

3 休業が回復した月から連続した 3 か月間に支払われた報酬の月平均額による標準報酬月額が、特例により改定された標準報酬月額に比べて 2 等級以上上がった方

※ 固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。

※ 3 か月の各月とも、報酬支払の基礎となった日数が 17 日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は 11 日）以上であることが必要です。

※ 休業から回復した場合の月額変更の要件（上記 1 から 3）を満たすことなく、令和 3 年の定時決定が行われた場合には、それ以降に休業から回復した場合の要件に該当しても、回復による月額変更の届出を行う必要はありません。

【届出の対象となる期間】

休業が回復したことによる随時改定の要件に該当した場合は、令和 3 年 8

月の随時改定まで、休業が回復したことによる随時改定の届出を事業主が行います。

【記載方法等】

被保険者月額変更届により、届書を作成します。

ただし、「④ 改定年月」及び「⑦ 昇（降）給」の各欄については、次のとおり記載してください。

- ・「④ 改定年月」欄については、休業が回復した月から4か月目
- ・「⑦ 昇（降）給」欄については、休業が回復した月

【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】

郵送（または窓口持参）または電子証明書を利用した「e-Gov」からの電子申請

※ G ビズ ID を利用した電子申請、電子媒体による申請には現時点では対応しておりませんので、ご注意ください。

【固定的賃金の変動した方】

[「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 厚生年金保険 70 歳以上被用者月額変更届」](#)の詳細説明をご覧ください。